

令和 6 年 第 1 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 6 年第 1 回水巻町議会定例会は、令和 6 年 3 月 4 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番 白 石 雄 二

8 番 岡 田 選 子

2 番 山 口 秀 信

9 番 井 手 幸 子

3 番 松 野 俊 子

11 番 古 賀 信 行

4 番 水ノ江 晴 敏

12 番 近 藤 進 也

5 番 亀 元 公 一

13 番 住 吉 浩 徳

6 番 廣 瀬 猛

14 番 高 橋 恵 司

7 番 名 倉 亮 介

2. 欠席議員は次のとおり

10 番 中 山 恵

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局 長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 野 村 育 美

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 巻 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	服 部 達 也

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 6 年 3 月 定例会
(第 1 回)

本会議 会議録

令和 6 年 3 月 4 日

水 巻 町 議 会

令和 6 年 第 1 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 6 年 3 月 4 日

午前 10 時 00 分開会・開議

議 長（白石雄二）

出席 13 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年第 1 回水巻町議会定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

議 長（白石雄二）

日程第 1、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に、12 番 近藤議員、13 番 住吉議員を指名いたします。

日程第 2 会期について

議 長（白石雄二）

日程第 2、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より 3 月 22 日まで、19 日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって会期は、3 月 22 日まで 19 日間と決しました。

日程第 3 報告第 1 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、報告第 1 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 1 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告について。

今回の補正予算は、12 月議会において提案しました住民税非課税世帯への給付に続き、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策において示された、2 つの給付金給付事業を迅速に実施するため、所要の補正を専決処分したものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1800 万円を追加いたしまして、123 億 5600 万円としております。

歳出予算につきましては、民生費において、住民税均等割のみ課税世帯に 10 万円を給付する「住民税均等割のみ課税世帯給付金給付事業」に 7300 万円、低所得の子育て世帯の子供 1 人に 5 万円を給付する「低所得の子育て世帯給付金給付事業」に 4500 万円を、それぞれ計上してい

ます。

歳入予算につきましては、国庫支出金 1 億 1800 万円を増額しています。

よろしくお願いいたします。

日程第 4 報告第 2 号 / 日程第 5 報告第 3 号 / 日程第 6 報告第 4 号

議 長（白石雄二）

日程第 4、報告第 2 号 高松町営住宅外部改善（16 号棟）工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について、日程第 5、報告第 3 号 高松町営住宅外部改善（17 号棟）工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について、及び日程第 6、報告第 4 号 高松町営住宅外部改善（18 号棟）工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告についての 3 案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 2 号 高松町営住宅外部改善（16 号棟）工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について、報告第 3 号 高松町営住宅外部改善（17 号棟）工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について、及び報告第 4 号 高松町営住宅外部改善（18 号棟）工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について、以上 3 件につきましては、関連がありますので一括で報告させていただきます。

令和 5 年 9 月 25 日付でそれぞれ議会の議決を得ました、高松町営住宅 16 号棟、17 号棟及び 18 号棟の外部改善工事の第 1 回変更請負契約の締結について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

まず、請負金額につきましては、高松町営住宅外部改善 16 号棟工事が、変更前の 7079 万 2700 円に対し、245 万 9600 円を増額し、変更後は 7325 万 2300 円、高松町営住宅外部改善 17 号棟工事が、変更前の請負金額 7015 万 4700 円に対し、326 万 8100 円を増額し、変更後は 7342 万 2800 円、高松町営住宅外部改善 18 号棟工事が、変更前の請負金額 7455 万 3600 円に対し、292 万 9300 円を増額し、変更後は 7748 万 2900 円としています。

なお、それぞれの工事の主な変更内容は、次の 5 点で、1 点目は、足場設置後の詳細調査の結果、外壁補修の数量を変更。2 点目は、堅どい及びとい掴み金物の破損が判明した箇所の取替工事を追加。3 点目は、駐輪場屋根老朽化部分の改修を追加。4 点目は、電気配線の利便性、メンテナンス性を考慮し、配線の仕様及び配線ルートを変更。5 点目は、新規電気配線ルートの確保のため、パイプシャフト内の未使用給水管を撤去。また、メンテナンス性を考慮し、縦系統住戸止水用のバルブを新設。

以上の理由及び内容によりまして、設計を変更し請負金額の増額を行うものです。

よろしくお願いいたします。

日程第 7 報告第 5 号

議 長（白石雄二）

日程第 7、報告第 5 号 伊左座小学校北校舎増築工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報

告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 5 号 伊左座小学校北校舎増築工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について。

令和 5 年 6 月 16 日付で議会の議決を得ました、伊左座小学校北校舎増築工事の第 1 回変更請負契約の締結について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

まず、請負金額につきましては、変更前の 1 億 9140 万円に対し、255 万 6400 円を増額し、変更後は 1 億 9395 万 6400 円としています。

工事の主な変更内容は、次の 6 点で、1 点目は、外構工事において掘削中に出現した地中障害物の撤去、雨水排水の経路及び仕様等を変更。2 点目は、機械室改修時にパッキンよりアスベストが検出されたため、その除去費用及び照明器具等を追加設置。3 点目は、出入口の建具をアルミ製引戸から鋼製ドアへ変更。4 点目は、北校舎既存男子トイレのトイレブースの増設。5 点目は、屋上メンテナンス時に既存校舎より増築校舎へより安全に渡れるよう、通路及び手すりを新設。6 点目は、仮設工事の仕様変更に伴う減額及び変更に伴う諸経費の増額。

以上の理由及び内容によりまして、設計を変更し請負金額の増額を行うものです。

よろしくお願いいたします。

日程第 8 議案第 1 号 / 日程第 9 議案第 2 号

議 長（白石雄二）

日程第 8、議案第 1 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、及び日程第 9、議案第 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての 2 案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 1 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、及び議案第 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、以上、2 つの議案につきましては、関連がありますので一括して提案させていただきます。

今回の改正は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に合わせ、本町におきましても、同様の給与改定を行うものです。

改正内容につきましては、高卒・大卒程度の職員の初任給を引き上げるとともに、若年層の職員が在職する号俸を重点的に引き上げ、令和 5 年 4 月に遡り適用します。

また、ボーナスである期末手当及び勤勉手当の支給月数を、年間で、職員は 0.05 月分ずつ、再任用職員は 0.025 月分ずつ引き上げるものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 10 議案第 3 号

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 3 号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 3 号 水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について。

今回の改正は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に合わせ、本町におきましても、同様の給与改定を行うものです。

内容につきましては、常勤特別職の期末手当の支給月数を、国家公務員指定職に準じて、0.05 月分引き上げるものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 11 議案第 4 号

議 長（白石雄二）

日程第 11、議案第 4 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 4 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方自治法及び同法施行令の改正に伴う引用条文の条ずれに対応するため、関係条例 3 本を一括で改正するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

なお、この条例の制定については、地方自治法第 243 条の 2 の規定により、議決しようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされているため、本日付で、文書により、監査委員に対し意見照会を行います。

日程第 12 議案第 5 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 5 号 水巻町周遊拠点施設設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 5 号 水巻町周遊拠点施設設置及び管理条例の一部改正について。

令和 6 年 4 月 1 日から、周遊拠点施設内セレクトショップの運営形態を変更することに伴い、現在の物販スペースの貸出を終了します。

そのため、物販スペースの使用料の規定を削除する改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 13 議案第 6 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、議案第 6 号 水巻快適環境づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 6 号 水巻快適環境づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について。

これまでの快適環境づくり基金の活用実績を踏まえ、本基金を廃止し、その原資について、本基金の設置目的に近い形で活用が可能な「公共施設等整備基金」に積みなおすため、本条例を廃止するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 14 議案第 7 号

議 長（白石雄二）

日程第 14、議案第 7 号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 7 号 水巻町営住宅設置及び管理条例の一部改正について。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正に伴い、町営住宅の入居資格の規定を改めること、及び吉田町営住宅の除却済みの住棟を別表から削るため、本条例を改正するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 15 議案第 8 号

議 長（白石雄二）

日程第 15、議案第 8 号 水巻町見守りネットワーク協議会設置条例の廃止についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 8 号 水巻町見守りネットワーク協議会設置条例の廃止について。

「水巻町見守りネットワーク協議会」は、地域における日常生活の見守りや災害時における円滑な避難誘導などの体制づくり、住み慣れた環境での支え合いの地域づくりの推進のために設置していました。

このたび、「水巻町福祉総合計画」策定に伴い、その所掌事務が「水巻町福祉施策推進協議会」

に移管されるため、本条例を廃止するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 16 議案第 9 号

議 長（白石雄二）

日程第 16、議案第 9 号 水巻町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 9 号 水巻町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部改正について。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、国及び地方公共団体の連携協力の責務や、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化などが規定されました。

そのため、法の趣旨を踏まえ、本条例について同様の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 17 議案第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 17、議案第 10 号 水巻町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 10 号 水巻町子ども・子育て会議条例の一部改正について。

令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」において、市町村における「こども施策」の事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会の設置に関する規定が設けられました。

つきましては、現行の「水巻町子ども・子育て会議」を、「こども基本法」に基づく機関としても位置づけるため、本条例の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 18 議案第 11 号

議 長（白石雄二）

日程第 18、議案第 11 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 11 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部改正について。

国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」により、書面掲示や特定の記録媒体での提出を求める手続の義務づけを見直す方針が示されたことに伴い、内閣府令で定める基準に従い、本条例を改正するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 19 議案第 12 号

議 長（白石雄二）

日程第 19、議案第 12 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 12 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について。

令和 5 年度に伊左座小学校北校舎の増築が完了することに伴い、北校舎の余裕教室を活用した「伊左座第三児童クラブ」を設置するため、本条例を改正するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 20 議案第 13 号

議 長（白石雄二）

日程第 20、議案第 13 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 13 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正により、「児童の安全確保に関する計画の策定」等についての規定が追加されました。

そのため、本条例で定める基準についても、同様の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 21 議案第 14 号

議 長（白石雄二）

日程第 21、議案第 14 号 町道の路線認定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 14 号 町道の路線認定について。

伊左座四丁目地内の住宅開発に伴い新設した道路 1 路線について、町道に認定するべく、道

路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 22 議案第 15 号

議 長（白石雄二）

日程第 22、議案第 15 号 町道の路線廃止についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 15 号 町道の路線廃止について。

吉田町営住宅 32 棟から 36 棟までを解体したことに伴う、その外周道路、及び県道中間・水巻線の拡幅範囲に含まれる道路の 2 路線を廃止するべく、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 23 議案第 16 号

議 長（白石雄二）

日程第 23、議案第 16 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 16 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）について。

今回の補正予算は、国の補正予算に伴い補助事業として採択された、道路新設改良事業や小学校施設改修等事業の費用を計上したほか、予算不足が見込まれる事業について増額補正をするなど、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 8200 万円を追加しまして、126 億 3800 万円としております。

歳出予算の主なものといたしまして、まず、総務費において、職員の退職手当や、国県支出金等過年度精算返還金などを計上するほか、本議会に上程しています、快適環境づくり基金の廃止に伴い、公共施設等整備基金に 1 億 567 万円の積立金を計上しています。

次に、土木費及び教育費におきましては、国の補正予算を受け、道路新設改良費 4300 万円、小学校施設改修等事業費 8964 万 5000 円を計上しています。

歳入予算につきましては、分担金及び負担金 88 万 7000 円、国庫支出金 7459 万 5000 円、県支出金 423 万 8000 円、財産収入 4 万 9000 円、繰入金 1 億 1419 万 2000 円、前年度繰越金 903 万 9000 円、町債 7900 万円を増額しています。

なお、今回の補正予算に計上しております「戸籍システム等改修事業」、「道路新設改良事業」及び「小学校施設改修等事業」は、年度内に事業の完了が見込めないことから繰越明許費の設定を行っております。

また、当初予算に計上していました「新型コロナウイルスワクチン接種事業」、補正予算第2号に計上していました「吉田認定こども園施設整備補助金」におきましても、年度内に事業の完了が見込めないことから繰越明許費の設定を行っております。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第24 議案第17号

議 長（白石雄二）

日程第24、議案第17号 令和5年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第17号 令和5年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

今回の補正予算は、後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴い、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を増額し、4億9700万円としております。

歳出予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を200万円増額しています。

歳入予算といたしましては、前年度繰越金を200万円増額しております。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第25 議案第18号

議 長（白石雄二）

日程第25、議案第18号 令和6年度水巻町一般会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第18号 令和6年度水巻町一般会計予算について。

まず初めに、1月1日に発生した能登半島地震。この震災により亡くなられた全ての方の御冥福を心からお祈り申し上げます。また、被害に遭われ、寒さが厳しく、大変な状況の中、避難所生活などを強いられている被災者の方へ、お見舞い申し上げます。

さらには、悪天候や余震の中で、救命救助活動やインフラ復旧活動に当たられている全ての方々に心から感謝いたしますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

今回の震災では、交通網の寸断や、寒さの厳しい真冬という状況、インフラ施設の損害など厳しい状況が重なりました。このことは本町でも起こりうることです。今後も引き続き、災害予防対策や災害応急対策への備えを行い、「災害に強いまちづくり」を推進してまいります。

それでは、令和6年度の水巻町一般会計予算の提案にあたり、町政に関する所信の一端と施策の概要について申し述べ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

本町におきましては、人口減少問題が大きな課題となっていますが、令和3年度に転入者数が転出者数を上回り、社会増減がプラスに転じ、令和4年度においてもプラスとなり、人口の流出に歯止めをかけることができました。これまでに掲げてきた施策の実現が実を結ぶ結果となって現れています。

令和6年度におきましても、さらに前進させるため、交通安全対策や災害対策、「待機児童ゼロを維持する取組」など、安心・安全で生み育てやすいまちづくりを推進してまいります。

また、喫緊の課題は、物価高騰対策です。国の補正予算に伴う施策について、令和5年12月、令和6年1月に、本町においても補正予算を編成し対応してまいりましたが、本予算においても、定額減税などの国の支援事業のほか、町独自事業としまして令和5年度に実施しました「低所得の子育て世帯給付金」の対象外となる子育て世帯に2万円の電子マネーを給付する「子育て世帯応援事業」を実施します。

さらには、本年度も引き続き「プレミアム付き商品券事業」を実施し、住民の方、また、商工業者の方の生活を支えるため、国と一丸となり対応してまいります。

さらには、公共交通の整備です。すでに、JR水巻駅では南口にロータリーが整備されました。このロータリーを活用した賑わいづくりを創出してまいります。また、JR東水巻駅では、JR東水巻駅周辺等整備基本構想を受け、これから東水巻駅を中心とした南部地域の整備を進めてまいります。まずは、新年度予算において基本構想の中でも課題として取り上げられている、駅前ロータリーを仮設ではありますが整備をし、交通結節点としての拠点性を向上してまいります。

本年2月には、これらの事業も踏まえた、公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の策定が完了し、これからの本町における地域公共交通体系の大きな方向性が示されたところです。

令和6年度はこの計画に基づき、より具体的な交通施策の展開に向けた協議、検討を進め、マスタープランに対する実施計画に当たる「地域公共交通運行計画」を策定し、後年度に実施する新たな公共交通体系での運行開始に繋げてまいります。

以上が、簡単ではありますが、所信の一端であります。これらの施策を、町民の皆さまをはじめ、議員各位の御理解をいただき、「住みよき水巻」実現のため進めてまいります。

それでは、令和6年度の主な事業につきまして、御説明いたします。

まず、教育分野についてですが、「学校施設等長寿命化計画」を見直します。令和元年に策定しました、本計画が5年経過することに伴い見直しを行うもので、老朽化が進んでいる施設を今後も安心・安全に使用していくために、適切な修繕、工事などの計画策定に活用してまいります。

また、昨年12月に開設されました遠賀郡広域電子図書館では、電子書籍の購入に当たり、視覚障がい者も読書ができるように、音声読み上げ機能に対応した書籍の購入など、電子書籍のメリットを生かした運営を図ってまいります。

さらにはデジタル活用支援事業です。スマートフォン講座に参加された方から大変好評であったとの声を多くいただきましたので、引き続き令和6年度も実施してまいります。

行政の手続においても、デジタル化が進み、便利になってきていますが、スマートフォン等

の機器の利用が困難な高齢者の方々を中心に、デジタル社会において、誰一人置き去りにならないように支援してまいります。

次に子育て分野での取組です。本町ではこれまで、安心して子供を産み育てることができるように「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、量の確保と質の向上に努めてまいりましたが、令和6年度では新たに子供の貧困対策や、子供・若者への育成支援を含めた、「第1期水巻町こども計画」を策定いたします。

また、第二保育所では給食調理スタッフの確保が非常に困難な状況が続いていたことから、今後も乳幼児の発達段階や健康状態に応じた給食を安定的に提供できるように、給食調理業務の外部委託を導入します。

続きまして、都市基盤分野です。先に述べていますが、JR水巻駅南口は、水巻町の新しい玄関口として多くの方に御利用いただいています。令和6年度は、さらなる賑わいづくり、地域活性化の拠点とするべく、イルミネーションの設置を行います。この事業に、町内事業者の皆様や多くの方に関わっていただき、様々な取組を行っていきたいと考えております。

次に、JR東水巻駅に仮設ロータリーを整備します。駅周辺に駐車場が少なく、道路に駐車している車が多く、大変危険であるとお声をいただいていた。まずは、吉田町営住宅の除却が完了した部分に、仮設のロータリーを整備し、安心して駅を利用してもらえよう取り組んでまいります。吉田町営住宅の住替えについても引き続き推進していき、本町南部地域の活性化の拠点となるべく、駅周辺の整備を進めてまいります。

さらには、「町営住宅既存ストック活用可能性調査」を実施します。町営住宅の老朽化と入居者の高齢化が進む中、町営住宅の持つ住宅セーフティネットの機能の維持と本町の財政状況を考慮しつつ、将来的な町営住宅管理戸数の在り方を含め、増加傾向にある空き住戸を既存ストックとして有効的に活用する可能性を調査・検討いたします。

次に、災害対策分野での取組です。令和2年度から実施していた頃末小学校裏の釜ヶ谷急傾斜地斜面防災工事が今年度で完了するほか、災害活動時に避難所等へ物資を運搬する消防用資機材搬送車両や、蓄電池の購入を行い、災害への備えを進めてまいります。

最後に、その他の取組です。令和5年6月定例会にて検討することとしていました、総合案内の設置を行い、町民の皆様が適切な窓口へスムーズに案内されるよう、利便性の向上を図ります。

また、「水巻のでかにんにく」の品質向上を図るため、特産品センターに専用の乾燥機の設置を行います。

そして、「第3期水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定です。令和2年度から全庁で取組を進めており、本町の地方創生並びにまちづくりにおいて重要な計画になりますので、策定に当たっては、明るいまちづくり推進委員会の委員の皆様から御意見をいただきながら、政策目標や施策の設定を進めてまいります。

以上が令和6年度のまちづくりに向けた主要な施策でございます。これら諸事業を実施することで、住んでよかったと感じていただける「住みよき水巻」に向けて、魅力あるまちづくりを推進してまいります。

それでは、令和6年度の一般会計当初予算の概要につきまして御説明いたします。予算総額

は 114 億 8000 万円、前年度と比較しますと 4 億 9500 万円の増額となっています。

それでは、まず歳入予算でございますが、町税は、前年度当初予算との比較で 6850 万円減の 25 億 8900 万円を見込んでいます。これは、定額減税による個人町民税の減少によるものです。

固定資産税は農地の宅地化に伴い、新築住宅件数が増加したことで増収を見込んでいます。軽自動車税、市町村たばこ税においても、それぞれ増を見込んでいるところです。

地方特例交付金につきましては、定額減税減収補填特例交付金を 1 億 700 万円見込み、前年度と比べ 1 億 1200 万円増の 1 億 4670 万円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、「こども・子育て支援加速化プラン」による地方負担の増や、物価高による施設管理維持費の増額などを見込み、普通交付税は前年度に比べ 5000 万円増の 26 億 5000 万円、特別交付税は 1 億 9000 万円を見込み、総額で 28 億 4000 万円としています。

使用料及び手数料につきましては、町営住宅契約戸数の減により、住宅使用料の減収を見込んでいます。

国庫支出金につきましては、吉田認定こども園施設整備事業に関連した補助金 1 億 5660 万 3000 円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 6618 万 5000 円などを新規計上し、障害者福祉費関連負担金、児童福祉費関連負担金もそれぞれ増額になったことから、2 億 5159 万 1000 円増額の 19 億 3549 万 9000 円を見込んでいます。

県支出金につきましては、障害者福祉費関連負担金、児童福祉費関連負担金が主な増額の要因となっており、前年度より 3972 万 4000 円の増となっています。

寄附金につきましては、ふるさと納税制度の見直しにより、地場産品基準の取扱いが厳格化され、一部返礼品の取扱いができなくなったことから 5000 万円減を見込んでいます。

繰入金につきましては、8 億 1053 万 6000 円と、前年度に比べ 1 億 5983 万 6000 円の増となっています。歳入不足を補うための財政調整基金は、2 億 5000 万円増え、5 億 5000 万円を見込んでいます。ふるさと応援基金繰入金は、ふるさと応援寄附金の返礼品等に充当する費用のほか、ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するための事業に 4000 万円を充当し、1 億 20 万円を繰り入れています。

町債は、臨時財政対策債が 3500 万円減の 2500 万円となっています。そのほか、緊急自然災害防止対策事業債が 5000 万円、公共施設等の改修等に伴い借り入れる公共施設等適正管理推進事業債が 6050 万円、公営住宅建設事業債 1 億 4250 万円、公共事業等債 8940 万円、学校教育施設等整備事業債 2210 万円などを計上いたしまして、前年比 6230 万円減の 4 億 1690 万円となっています。

なお、一般会計における地方債残高は、令和 6 年度末には 72 億 7396 万円を想定しており、そのうち臨時財政対策債残高が全体の 44.8%を占める 32 億 6079 万 9000 円となります。

次に、歳出予算です。

前年度と比較して増加しているものとしましては、人件費です。人事院勧告に伴う給与改定に準じた町職員の給料等の増加と退職者数の増により退職手当が増となり、16 億 8277 万 1000 円を計上しています。

次に物件費です。「第 3 期水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援委託料」、「第 1 期水巻町こども計画策定業務委託料」、「町営住宅既存ストック活用可能性調査策定委託料」など

の各種計画の策定や物価高騰や人件費高騰の影響もあり、委託料をはじめとして、全体的に上昇していることなど、前年度に比べ4861万3000円増額の15億6850万4000円となっています。

次に、扶助費です。障害者福祉費関連、児童福祉費関連が増額となったほか、「子育て世帯応援給付金」を追加し、29億6042万7000円となっています。

補助費等は、遠賀・中間地域広域行政事務組合負担金やバス路線維持費補助金が増額となったほか、合特法に基づく補償金などを計上しまして、7802万5000円増額の15億3332万7000円となっています。

次に、普通建設事業費が、JR東水巻駅仮設ロータリー整備工事や猪熊小学校給食用リフト改修工事、吉田認定こども園施設整備事業補助金などで、9億5875万5000円を見込んでいます。

また、積立金は、職員退職手当準備基金9051万6000円、公共施設等整備基金5255万2000円、減債基金3838万4000円などを積み立てることから増額となり、3億3637万4000円を見込んでいます。

そのほか、繰出金では介護保険広域連合繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金が増、国民健康保険事業特別会計繰出金が減となり、投資及び出資金では公共下水道事業出資金が増となっています。

一方、前年度に比べ減少した歳出予算についてですが、公債費と維持補修費で、維持補修費は、吉田町営住宅住替修繕料や町営住宅特定建築物定期報告委託料の減少により減となっています。

以上が、令和6年度一般会計当初予算の概要でございます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第26 議案第19号

議 長（白石雄二）

日程第26、議案第19号 令和6年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第19号 令和6年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える地域の医療保険として、住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献しています。

この国民健康保険の長期的な安定運営が図られるよう、平成30年の国保制度改革により、県が財政運営の主体となり、県と市町村が一体となって保険者の事務を実施しています。財政が不安定な小規模な保険者としましては、公的な財政支援の拡充により、一定の改善が図られている一方、被保険者の年齢構成が高く、所得水準が低いという国民健康保険の構造的問題は変わらない課題であり、被保険者の高齢化、医療技術の高度化や高額薬剤の保険適用に伴う医療費の増高など、財政運営は厳しい状況が続いております。

本町におきましては、これまで、国民健康保険の適正かつ安定的な事業運営を図るため、保険税の負担の見直しや収納率向上による財源の確保、ジェネリック医薬品の普及促進、医療費

通知による啓発、レセプト点検の強化等による医療費の適正化、特定健診・特定保健指導等による疾病予防対策の強化などに取り組んでまいりました。

今後も地域医療を守り、国民皆保険を将来にわたり堅持していけるよう、国保財政の安定化のため、より一層努力してまいりたいと考えております。

令和6年度水巻町国民健康保険事業特別会計の当初予算規模は、前年度の当初予算に比べまして、2700万円減額の32億3700万円としております。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税4億5720万円、県支出金23億8954万円、一般会計繰入金3億3784万円であります。

次に歳出予算の主なものは、保険給付費23億4400万円、国民健康保険事業費納付金7億6838万円としております。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第27 議案第20号

議 長（白石雄二）

日程第27、議案第20号 令和6年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第20号 令和6年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に施行し、16年が経とうとしています。その運営につきましては、県下の全市町村が加入する福岡県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、医療費の給付、被保険者への保険料の賦課等の業務を行い、市町村は、保険料の徴収、被保険者証の交付等の窓口業務、広域連合納付金の支払いなどを行っています。

福岡県の後期高齢者1人当たりの医療費は、令和3年度で117万3000円と、全国平均の約1.24倍と高く、広域連合では、「データヘルス計画」に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施や健康診査等に積極的に取り組み、高齢者の健康増進と医療費適正化を着実に進めていくこととしています。

今後も運営主体であります広域連合と連携をとりながら、円滑で安定した制度運営に向け、後期高齢者医療の町の役割を堅実に努めてまいります。

令和6年度水巻町後期高齢者医療特別会計の当初予算規模は、前年度に比べまして、4900万円増額の5億4400万円としております。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料3億8360万円、一般会計繰入金1億5763万円であります。

次に歳出予算の主なものは、人件費や事務費などの総務費1246万円、後期高齢者医療広域連合納付金5億2927万円としております。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第28 議案第21号

議 長（白石雄二）

日程第 28、議案第 21 号 令和 6 年度水巻町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 21 号 令和 6 年度水巻町公共下水道事業会計予算について。

本下水道事業会計予算は、排水人口を 2 万 4400 人とし、年間総処理水量は約 211 万立方メートルを見込んでおります。また、令和 6 年度末の普及率を 98％に設定し、水洗化率は 93％に設定しております。

建設改良工事につきましては、7 路線、総延長 1,560 メートルを施工し、公共下水道の整備促進に努め、また、改築工事も進めてまいります。

収益的収支につきましては、収入総額 8 億 1167 万 8000 円、支出総額 8 億 3951 万円で、支出の方が 2783 万 2000 円多くなっております。

収益的収入予算の営業収益の主なものは、下水道使用料 3 億 9866 万 5000 円で、営業外収益の主なものは、他会計補助金 2 億 4312 万 6000 円、長期前受金戻入 1 億 5231 万 6000 円としております。

収益的支出予算の営業費用の主なものは、管渠費 2762 万 6000 円、ポンプ場費 2413 万 5000 円、流域下水道費 2 億 5986 万 7000 円、総係費 5955 万 1000 円、減価償却費 3 億 6878 万 8000 円、営業外費用は、8409 万 3000 円としております。

次に資本的収支につきましては、収入が、企業債 5 億 3930 万円、国庫補助金 2 億円、受益者負担金 3335 万円、出資金 8687 万 4000 円、収入総額は、8 億 5952 万 4000 円としております。

支出は、建設改良費 6 億 8114 万 7000 円、企業債償還金 3 億 9602 万 2000 円、投資その他の資産 1 万円、予備費 1000 万円、支出総額は、10 億 8717 万 9000 円となり、2 億 2765 万 5000 円の不足額となります。不足額につきましては、内部留保資金で補填します。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 58 分 散会